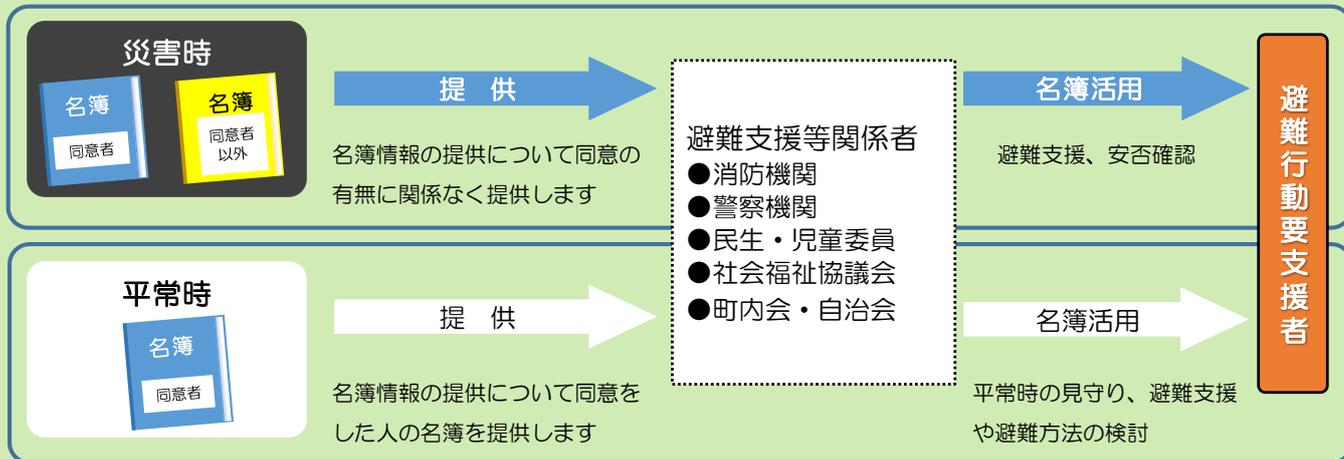


避難行動要支援者制度のお知らせ

～高齢者・障がい者などを災害から守る～

この制度は、災害が発生した際に自ら避難することが困難な人で、特に支援を必要とする人（避難行動要支援者）の名簿を作成し、災害時の安否確認や避難支援に役立てます。

また、避難行動要支援者名簿に掲載された人のうち、平常時からの名簿情報の提供に同意した人については、町内会・自治会や消防・警察といった避難支援等関係者に名簿が提供され、日頃からの地域での見守りや支え合い活動に活用されます。



避難行動要支援者名簿対象者

生活の基盤が自宅にあり、次のいずれかの要件に当てはまる人（施設入所者、長期入院者は除く）

①介護保険制度	要介護認定3～5
②身体障害者手帳	1級、2級
③療育手帳	A判定
④精神障害者保健福祉手帳	1級
⑤上記の要件に当てはまらないが、避難支援が必要で名簿掲載を希望する人	

掲載する名簿情報

氏名	生年月日	性別
住所または居所	電話番号その他連絡先	避難支援を必要とする理由
その他避難支援等に必要な情報		

平常時の名簿情報の提供について意思確認をします

- ① 平常時からの避難支援等関係者への名簿情報の提供に同意される方は、「名簿掲載希望届兼同意確認書」に必要事項を記入して基地・防災課までご提出ください。
- ② 上記要件に当てはまらないが、避難支援が必要で名簿掲載を希望する人は、「名簿掲載希望届兼同意確認書」を市ホームページまたは窓口で、配布していますので、必要事項を記入して基地・防災課までご提出ください。



名簿情報は、避難支援等関係者と適正な取扱いと管理に関する覚書を締結し、避難支援等以外の目的には使用しません。

避難行動要支援者制度 Q&A よくあるご質問

Q1 平常時の名簿提供に同意した場合は、必ず助けてもらえますか？

A1 同意をした人の名簿は、地域での日頃からの見守りや声掛け活動に活用され、災害時に避難支援を受ける可能性が高まります。しかし、避難支援等関係者は避難支援の責任を負うものではなく、大規模災害となると同じく被災者となる可能性があるため、必ずしも支援を保障するものではありませんのでご理解下さい。

Q2 平常時の名簿提供に同意した場合と、同意しなかった場合は何が違いますか。

A2 災害時には、名簿提供の同意の有無に係わらず、名簿情報が避難支援等関係者に提供され、被災者支援に活用されます。しかし、平常時から提供される名簿は、災害時の避難支援を受ける可能性が高まりますので、できる限り同意して下さい。

Q3 平常時の名簿は全ての町内会に提供されますか？

A3 市は、避難支援等関係者と平常時名簿を提供する際には、目的外利用や名簿情報にかかる守秘義務の厳守など、個人情報の適正な取扱いに関する覚書を締結します。したがって、町内会・自治会については、覚書を締結した団体のみ名簿を提供します。（該当地域に居住する方の名簿に限る。）

Q4 新たに避難行動要支援者の要件に該当した場合はどうなりますか？

A4 それぞれの担当課より、窓口や郵送にて「名簿掲載希望届兼同意確認書」をお渡しいたします。同意した方の情報は、名簿更新の際に避難支援等関係者へ提供されます。

Q5 代理人が同意をしても大丈夫ですか？

A5 代理人の人でも大丈夫です。本人の意志等によって、家族のみならずケアマネージャー等に記入していただいで構いません。